

〔事案 2025-183〕 新契約取消請求

・令和 8 年 4 月 28 日 裁定終了

<事案の概要>

募集人に対してがん保険へ加入したいと伝えていたにも関わらず、入院給付金の保険であったこと、申込時は重度のうつ病を患っていたため契約内容を理解できていなかったなどを理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和元年 7 月に契約した限定告知型医療保険について、以下の理由により、契約を無効として既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 知人女性から投資案件を勧められ、これを断ったところ、保険を勧められて募集人を紹介された。平成 25 年に乳がんを経験しており、がん保険なら入っても良いかなと思い、募集人と面談することにした。
- (2) 募集人には、乳がんを経験し、手術・放射線治療を経てホルモン療法 6 年目であること、ホルモン療法に毎月高額な医療費がかかり大変だったため、ホルモン療法や抗がん剤治療などの長期の高額医療費をカバーできる保険なら入りたいこと、掛け捨ては嫌ということなどを伝えた。募集人から「がんに罹患してから 10 年経たないので 1 番手厚いがん保険には入れないが、次に良いものには入れる」と勧められて、本契約を契約することになったが、その際「上記の要望に対応するものが先進医療特約である」と説明された。
- (3) 令和 7 年 5 月頃、体調を崩したり交通事故にあったりと病院に行く機会が増えたこともあり、募集人に電話して保険の内容を確認した。そこで、本契約ががん保険ではないこと、満期がなく死ぬまでかけ続けるということを知り驚愕した。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 令和元年 6 月 19 日に初回面談を行った際、申立人は「保険に入っていないからとりあえず保険に入っておきたい」との意向であった。募集人はがんの罹患歴について詳細を聞き、がんの罹患歴があっても申込みが可能であり、今後がんを罹患しても入院日数限度なしに保障される本契約を勧めることにした。募集人は申立人に対して、パンフレットを用いて説明を行い、申立人からも質問があったが、申立人には積極的な加入意思がなく契約に至らなかった。
- (2) 初回面談後、同月 25 日に申立人から電話で問合せを受け、同月 29 日に面談し申込手続きを実施した。募集人は、再度、一から内容を説明し、保障内容を決定した後、申込手続き前に重要事項説明を書面で行い、それを申立人に交付したうえで、申込手続きを行った。
- (3) 保険会社は申込後の同年 8 月に電話で契約内容の確認を行っている。また、申立人は、令和 3 年 6 月に復活手続きを行っており契約内容を理解のうえ、継続の意思を持っていたと思われること、令和 4 年 10 月にコロナ罹患に係る給付金の支給を受けていること、本件申出を行う令和 7 年 5 月までの間、本契約について異議を述べたことがないこと、保険会社から毎年送付するご契約内容のお知らせを受け取っていることなどからすると、申立人は本契約の内容を認識していたものと考えられる。
- (4) 募集人は、申込時、申立人から睡眠薬や精神の薬の服薬については聞いていなかった。申

込後に申立人からうつであることを聞いたが、申込時には申立人にうつ状態である様子
なかった。

＜裁定の概要＞

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の主張する事実等
確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情
も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。